

お知らせします

国保税は世帯主に課税されます

会社や事業所などを退職し、次の会社などの健康保険に入るまでの間は、国民健康保険(国保)に加入しなければなりません。国保に加入すると、国民健康保険税(国保税)がその世帯の世帯主にかかります。国保は、地域保険として世帯単位で加入するもので、納税義務者は、その世帯の世帯主です。世帯主が国保に加入していない場合でも、納税義務者となります。納税義務者には納税通知書を送付しますので、国保税を納期限までに納めてください。○国保税は月割課税です。国保税は、年度の途中で国保の

《病児・病後児保育》のご利用を

- ▼参加費 無料
- ▼コース予定 立田輪中人造堰樋門、尾張大橋、日本金魚市場ほか
- ▼申込期限 9月16日(金)
- ▼申し込み・問い合わせ先 国土交通省木曾川下流河川事務所 ☎(0594)2415719
- ▼施設名 キッズケアルーム えがお(前ヶ須町野方752番地)
- ▼開設日時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)午前8時30分～午後5時
- ▼対象児童 満1歳から小学校3年生までの児童(一日定員3名)
- ▼利用方法 利用希望者はファミリー・サポート・センターへの事前登録が必要です。利用の際には前日まで予約をし、利用当日までかかりつけ医で受診し、所定の連絡票を提出。
- ▼利用料金 1時間1,200円(一日上限)

▼仮庁舎における配置

仮移転先	移転先配置
図書館棟(本庁舎棟南)	(1階) 宿直室 ※保健センターは変更なし (2階) 税務課 会計課 ※図書館と図書館事務室は変更なし (3階) 市民課 保険年金課 児童課 福祉課 介護高齢課 収納課 ☎65-1111 FAX67-4011 ※市民ホールは仮移転期間中、事務室となりますので、使用できません。
十四山支所	(1階) 副市長室 下水道課 土木課 都市計画課 農政課 商工観光課 環境課 (※地域市民課と地域福祉課は変更なし ☎52-2111) (2階) 市長室 秘書企画課 総務課 危機管理課 庁舎建設準備室 (3階) 財政課 監査委員事務局 議場および議会事務局 ☎65-1111 FAX52-3276
総合社会教育センター	(1階) 学校教育課 ☎65-1111 FAX67-0062 ※生涯学習課は変更なし ☎65-0002 FAX65-1777

・鍋田支所	68-8001
・総合福祉センター	65-8103
・総合社会教育センター	65-0002
・図書館	65-1117
・歴史民俗資料館	65-4355
・同報無線確認電話	65-8517
※臨時放送の確認ができます。(市外局番 0567)	

資格を取得または喪失した場合、月割りで計算します。○国保加入の届け出が遅れるとその期間に病気やけがをしても、保険で医療機関にかかることができないだけでなく、国保税がさかのぼってかかります。会社などを退職して、無保険の状態になっている方は、速やかに市役所保険年金課に届け出をしてください。(※事由が発生した日から14日以内に届出をしてください。)

▼納期 国民健康保険税納期

普通徴収		特別徴収 (年金から引かれる方)	
期数	納期	期数	納期
第1期	5月	第1期	4月
第2期	7月	第2期	6月
第3期	9月	第3期	8月
第4期	11月	第4期	10月
第5期	1月	第5期	12月
第6期	3月	第6期	2月

弥富市国民健康保険 特定健康診査結果説明会

- ※納期限は普通徴収が原則各納期の月末、特別徴収が年金支払日となります。
- ▼問い合わせ先 市役所保険年金課(内線123)
- ▼持ち物 保険証、特定健康診査の結果表、筆記用具
- ▼申込期限 9月30日(金)
- ▼申込方法 市役所保険年金課へお電話で申し込みください。
- ▼問い合わせ先 市役所保険年金課(内線124)
- ▼集合場所 総合社会教育センター はのき広場
- ▼とき 9月30日(金) 正午～午後3時(小雨決行)
- ▼とき 午前10時～正午(終了予定) 10月6日(木)
- ▼ところ 保健センター(図書館棟1階)
- ▼対象者 弥富市国民健康保険加入中の40歳～74歳の方で、平成28年度に特定健診を受診された方
- ▼定員 25名
- ▼参加費 無料

金魚の競り市場見学と文化財めぐりウォーキング

- 弥富金魚の競り市場など弥富ふるさとガイドボランティアによる文化財めぐりを歩いて見ませんか。
- ▼とき 9月30日(金) 正午～午後3時(小雨決行)
- ▼集合場所 総合社会教育センター はのき広場

は3,600円)、かかりつけ医の連絡票文書料300円

▼その他 利用者で子どもを送迎。保育に必要な物(食事、おやつ、オムツなど)は利用者が持参。

▼問い合わせ先 市ファミリー・サポート・センター ☎5210922 市役所児童課(内線157)



地震に負けない 家づくりを応援します

市では、大規模地震が発生した場合に家屋の倒壊による被害を防ぐため、旧耐震基準(旧建築基準)で建てられた木造住宅に対しての補助制度を設けています。この機会にご自宅の耐震性について見定め直してはいかがでしょうか。

▼耐震診断員派遣補助(無料) ○対象となる建築物 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅(戸建て、長屋および共同住宅を含む)。

○申込方法 対象となる建築物に該当し、診断員の派遣を希望する場合は所定の申込書に必要事項を記入のうえ、市役所都市計画課に提出してください。申込書は、十四山支所、鍋田支所にも備え付けてありますが、市ホームページからもダウンロードできます。(ホームページ内、防災安全のページ参照)

▼耐震改修費補助 市では、民間木造住宅の耐震改修費の補助を実施しています。補助額は、最大90万円となっています。

○対象となる住宅 市または(財)愛知県住宅センターが実施する耐震診断を受け、判定値が1.0未満の建物。

▼耐震シェルター整備費補助 平成27年度より、耐震改修費補助とは別に、耐震シェルターの整備費の補助も実施しています。補助額は、最大30万円となっています。

○対象となる住宅 市または(財)愛知県住宅センターが実施する耐震診断を受け、判定値が0.4未満であり、なおかつ高齢者または障がい者

9月1日から9月10日は「屋外広告物適正化旬間」です

が居住している建物。 ※各補助制度の申し込みは12月末日までですが、予定数になり次第締め切ります。

▼問い合わせ先 市役所都市計画課(内線274)

はり紙、はり札、立看板、広告板、広告塔などの屋外広告物の設置には、街の美観や自然環境を守るため、屋外広告物条例による一定の制限があります。屋外広告物を設置するときは、事前に市役所都市計画課に相談し、規制の内容について確認してください。屋外広告物条例を守り、美しいまちづくりを進めましょう。

▼問い合わせ先 愛知県公園緑地課 ☎(052)95416612 市役所都市計画課(内線274)

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換しましょう

単独処理浄化槽では、し尿(トイレ)の処理しきれないため、台所やお風呂などの生活雑排水は、そのまま川や海に流されることになり、水質悪化の大きな原因となっています。